

鹿屋市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、内閣に設置された物価・賃金・生活総合対策本部（令和5年3月22日開催）で示された方針を踏まえ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響で家計の負担が増加している低所得世帯等に対し、鹿屋市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 鹿屋市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、鹿屋市（以下「市」という。）によって支給される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。以下同じ。）であって、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されたものである世帯をいう。
- (2) みなし非課税世帯 基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者のみで構成される世帯であって、かつ、令和5年1月2日から令和5年6月1日までの出生児（以下「特定出生児」という。）を含む世帯のうち、同一の世帯に属する者（当該特定出生児を除く。）全員が地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない者である世帯をいう。
- (3) 令和5年1月以後の家計急変世帯 第1号又は第2号に該当する世帯以外の

世帯のうち、同一の世帯に属する者全員が第6条の規定による申請を行う時点において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課税されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から令和5年10月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）をいう。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する世帯を除く。

ア 第1号又は第2号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が第1号又は第2号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以後の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し給付金を支給した場合の同一住所におけるその他の世帯

(4) その他特別の事情があるものとして市長が適当と認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。

ただし、第3条第1項第1号又は第2号に該当する世帯については基準日において、第3条第1項第3号又は第4号に該当する世帯については第6条の規定による申請を行う時点において、扶養者と離婚又は死別している者、扶養者が行方不明（警察署への行方不明届の届出がある者や家庭裁判所による失踪宣告がある者等をいう。）となっている者のほか、配偶者、親族等からの暴力等を理由に避難している者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等特別な配

慮を要する者（以下「特別な配慮を要する者」という。）については、市町村民税における取扱いに関わらず、扶養されていないものとして取り扱う。

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(支給額)

第4条 前条の支給対象者に対して支給する給付金の額は、1世帯当たり3万円とする。

(受給権者)

第5条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者又は死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金「支給要件確認書」（要申請）（別記第1号様式）若しくは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（みなし非課税世帯分）「支給要件確認書」（要申請）（別記第2号様式。以下これらを「確認書」という。）又は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（別記第3号様式）、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（みなし非課税世帯分）申請書（請求書）（別記第4号様式）若しくは電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（別記第5号様式）（以下これらを「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 確認書の提出又は申請書による支給の申請（以下「申請等」という。）に基づく給付金の支給は、次の各号のいずれかの方式により行う。この場合において、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる方式により支給することとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(2) 窓口申請方式 申請者が確認書等を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。

(3) 窓口現金受領方式 申請者が確認書等を郵送により、又は市の窓口に出すことにより提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

3 市長は、申請者が申請等を行う際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（生活保護の被保護世帯に対する給付金の支給の申込等）

第7条 市長は、前条の規定に関わらず、第3条第1項第1号又は第2号に該当する世帯のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護の被保護世帯であって、令和5年1月2日から基準日までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、第3条第1項第1号又は第2号及び第2項の規定による支給要件を満たすことを確認できる世帯として市長が別に定めるものに対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否又は登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の申出がないときは、速やかに支給を決定し、第1項による支給対象者に対し、給付金を支給する。この場合において、給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 生活保護費支給口座振込方式 生活保護費振込時における指定口座に振り込む方式をいう。

(2) 窓口現金受領方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

（代理による申請）

第8条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による申請又は給付金の受給ができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が適当と認める者

2 代理人が第6条の規定による申請等をするときは、確認書等の委任欄に必要な事項を記載しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出をさせ、又は提示させること等により、当該代理人の本人確認を行う。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限等）

第9条 給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和5年10月31日とする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第6条第1項の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知等）

第11条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項に規定する期限までに第6条の規定による申請等が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による確認書等を受理した後又は支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者又は給付金の支給を受けた後に、修正申告や所得更正等により第3条に規定する給付金の支給要件に該当しないこととなった者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第13条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

<p>1 配偶者、親族等からの暴力等を理由に避難している者の取扱い</p>	<p>(1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しないときにも、当該申出者の給付金については、市から支給する。</p> <p>ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者である場合で、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者</p> <p>イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者</p> <p>(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでのいずれかとする。</p> <p>ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に規定する退去命令が出されていること。</p> <p>イ 婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶</p>
---------------------------------------	--

	<p>者暴力相談支援担当部署をいう。)、行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体又は補助金等交付団体をいう。)による確認書が発行されていること。</p> <p>ウ 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合(婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されているときなど、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)</p>
<p>2 措置入所等 児童の取扱い</p>	<p>基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)、児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び第6号の母子生活支援施設に入所している者を含む。以下同じ。))については、市における受給権者とする。</p> <p>(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは</p>

精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて

	<p>行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)</p> <p>(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、入居している者に限る。)</p> <p>(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)</p>
<p>3 入所措置等が採られている障害者又は高齢者の取扱い</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する措置入所等障害者又は措置入所等高齢者(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。</p>

	<p>(1) 措置入所等障害者 身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置施設入所者又は措置入所に準ずるものとして措置権者が相当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含み、2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。</p> <p>(2) 措置入所等高齢者 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）をいう。</p>
<p>4 ホームレス等の取扱い</p>	<p>居住が安定していない者であり、かつ、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者であって、基準日の翌日以後、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における受給権者とする。</p>
<p>5 無戸籍者の取扱い</p>	<p>現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における受給権者とする。</p>

別記

第1号様式（第6条関係）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金「支給要件確認書」(要申請)

鹿屋市長 様
申請期限 年 月 日()

申請日	年 月 日
-----	-------



(フリガナ) 世帯主氏名	生年月日	現住所
Ⓜ	年 月 日	電話番号 ()

【注意事項】
 ※以下の場合は受給できません。該当する方は、下記の②のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
 ・世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
 ・世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 扶養されているかどうか分からない場合は、両親、子ども等家族に確認してください。
 注2 課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還する必要があります。
 注3 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

■世帯主の方が記入してください。

【受給の希望】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ①私の世帯は住民税非課税世帯であり、受給を希望します。
 ⇒【受取口座】欄の確認をお願いします。
- ②私の世帯は給付金を受給しません。(支給要件に該当しない、又は受給を希望しない。)
 対象外(世帯全員が住民税課税者の被扶養者) 受給を希望しない
 その他() ※②を選択した場合、以下の記入は不要です。

【受取口座】以下の金融機関口座(過去の公的給付金振込口座)に振り込みます。

--

※上記以外の口座に振込みを希望する場合 ※上記【受取口座】欄が空欄の場合

下欄に口座情報を記入し、裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しを添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。	1 0 ※			

※代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、上欄に代理人名義の口座情報を記入してください。
 また、裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しと代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	世帯主との関係	生年月日	住所
			年 月 日	電話番号 ()
(委任欄)上記の者を代理人と認め、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「受給」を委任します。				世帯主 氏名 (署名又は記名押印)※申請印と同じ印を押印ください Ⓜ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 「確認書類添付台紙」

振込先金融機関口座確認書類添付欄

※表面【受取口座】に印字されている口座を選択した場合は、添付不要です。

希望する受取口座の
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳又はキャッシュカードの写し

代理人の本人確認書類添付欄

※世帯主名義の口座を選択した場合は、添付不要です。

以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証
- ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳等
- ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書
- ・医療機関等の診察カード
- ・パスポート ほか

※法定代理人(親権者、成年後見人等)が申請する場合は、上記に加えて代理権を証明する書類の添付が必要です。

【留意事項】

- 本給付金に関する問合せについては、
電話:0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)まで御連絡ください。
- 金融機関の口座がない等の理由により、口座による受取が困難な場合は、上記に問合せください。
- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに、当確認書の提出がない場合又は特段の事情がなく市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

第2号様式（第6条関係）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(みなし非課税世帯分)「支給要件確認書」(要申請)

鹿屋市長 様	申請日	年 月 日	受付印
申請期限 年 月 日()			

(フリガナ) 世帯主氏名	生年月日	現住所
Ⓜ	年 月 日	電話番号 ()

【注意事項】
 ※以下の場合は受給できません。該当する方は、下記の②のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
 ・世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
 ・世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 扶養されているかどうか分からない場合は、両親、子ども等家族に確認してください。
 注2 課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還する必要があります。
 注3 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

■世帯主の方が記入してください。
【受給の希望】 (チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ①私の世帯は住民税非課税世帯であり、受給を希望します。
 ⇒【受取口座】欄の確認をお願いします。
 ②私の世帯は給付金を受給しません。(支給要件に該当しない、又は受給を希望しない。)
 対象外(世帯全員が住民税課税者の被扶養者) 受給を希望しない
 その他() ※②を選択した場合、以下の記入は不要です。
【受取口座】 以下の金融機関口座(過去の公的給付金振込口座)に振り込みます。
 []

※上記以外の口座に振込みを希望する場合 ※上記【受取口座】欄が空欄の場合
 下欄に口座情報を記入し、裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しを添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。	1 0 ※		

※代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合
 下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、上欄に代理人名義の口座情報を記入してください。
 また、裏面の「確認書類添付台紙」に通帳等の写しと代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

代理人	(フリガナ) 氏名	世帯主との関係	生年月日	住所
			年 月 日	電話番号 ()
(委任欄)上記の者を代理人と認め、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「受給」を委任します。			世帯主	氏名 (署名又は記名押印)※申請印と同じ印を押印ください

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 「確認書類添付台紙」

振込先金融機関口座確認書類添付欄

※表面【受取口座】に印字されている口座を選択した場合は、添付不要です。

希望する受取口座の
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳又はキャッシュカードの写し

代理人の本人確認書類添付欄

※世帯主名義の口座を選択した場合は、添付不要です

以下のいずれか1点(氏名の記載があり、有効なものに限ります。)

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証
- ・学生証、会社の身分証明書、療育手帳、身体障害者手帳等
- ・国民年金手帳、年金手帳又は年金証書
- ・医療機関等の診察カード
- ・パスポート ほか

※法定代理人(親権者、成年後見人等)が申請する場合は、上記に加えて代理権を証明する書類の添付が必要です。

【留意事項】

- 本給付金に関する問合せについては、
電話:0994-35-1654(鹿屋市役所6階601会議室)まで御連絡ください。
- 金融機関の口座がない等の理由により、口座による受取が困難な場合は、上記に問合せください。
- 1人世帯で、当確認書による申請前に世帯主が死亡した場合は、支給対象となりません。
- 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- 申請期限までに、当確認書の提出がない場合又は特段の事情がなく市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

第3号様式（第6条関係）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

鹿屋市長 様

申請日

年 月 日

交付印

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年 月 日	電 話 ()

【注意事項】

※ 以下の場合は受給できません。

- ・ 世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
- ・ 世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還する必要があります。

注2 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください(該当する方全員分)。住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を受給することができません。

1	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日 時点の住所	異なる場合は、令和5年1月1日 時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割 課税状況
				現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		
1	(申請者)	本人		現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3 振込口座(原則、上記1の申請・請求者の名義の口座とします。)※長期間入金のない口座を記入しないでください。

下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関に口座を開設していない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、口座による受取が困難な場合は、市福祉政策課(電話0994-35-1654)にお問合せください。

裏面も必ず御確認ください。

【代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合】

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、上記3に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	(フリガナ)	世帯主との関係	生年月日	住所
	氏名			
			年 月 日	電話 ()
(委任欄)上記の者を代理人と認め、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「受給」を委任します。			世帯主氏名	(署名又は記名押印)※申請印と同じ印を押印ください (印)

(注) 代理人確認書類(代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)の写し及び振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(シ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親、子ども等家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、鹿屋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合、給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

- 『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)
※ 必要事項を御記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳、キャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- (「令和5年1月1日時点の住所」欄が「現住所と異なる」に該当する方全員分)
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書の写し(コピー)』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合は、給付金を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
(署名又は記名押印)

第4号様式（第6条関係）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(みなし非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

鹿屋市長 様

申請日

年 月 日

受付印

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生年月日	現住所
	年 月 日	電話 ()

【注意事項】

※ 以下の場合には受給できません。

- ・ 世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
- ・ 世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 課税情報の修正等により課税世帯となった場合は、給付金を返還する必要があります。

注2 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください(該当する方全員分)。住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を受給することができません。

氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日	異なる場合は、令和5年1月1日	令和5年度
			時点の住所		
(申請者)	本人		現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
		年 月 日	現住所と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3 振込口座(原則、上記1の申請・請求者の名義の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関に口座を開設していない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、口座による受取が困難な場合は、市福祉政策課(電話0994-35-1654)にお問合せください。

裏面も必ず御確認ください。

【代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合】

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、上記3に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	(フリガナ)	世帯主との関係	生年月日	住所
	氏名			
			年 月 日	電話 ()
(委任欄)上記の者を代理人と認め、 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「受給」を委任します。			世帯主氏名	(署名又は記名押印)※申請印と同じ印を押印ください (印)

(注) 代理人確認書類(代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)の写し及び振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(し)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

① ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親、子ども等家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。

④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、鹿屋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(みなし非課税世帯分)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)

※ 必要事項を御記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳、キャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。

(「令和5年1月1日時点の住所」欄が「現住所と異なる」に該当する方全員分)

令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書の写し(コピー)』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合は、給付金を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
(署名又は記名押印)

第5号様式（第6条関係）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

鹿屋市長 様

申請日

年 月 日

受付印

1 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年 月 日	電 話 ()

【注意事項】

※ 以下の場合は受給できません。

- ・ 世帯の全員が住民税課税者の「扶養親族」となっている場合
- ・ 世帯の中に未申告の所得がある世帯員がいる場合

注1 課税情報の修正等により、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還する必要があります。

注2 虚偽の内容で申請した場合は、不正受給として給付金を返還する必要があります。

2 申請者が属する世帯の状況 ※申請日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 下記に記載した世帯員全員について、それぞれ『簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】』(別紙)を作成してください。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生 年 月 日	令和5年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	令和5年1月以後 家計急変があつた者
1	(申請者)	本人			
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		
5			年 月 日		

3 振込口座(原則、上記1の申請・請求者の名義の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に御記入ください。)		通帳番号 (右詰めで御記入ください。)	口座名義(フリガナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を御記入ください。	1			

※ 金融機関に口座を開設していない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、口座による受取が困難な場合は、市福祉政策課(電話0994-35-1654)にお問合せください。

裏面も必ず御確認ください。

【代理人(世帯主以外)の口座に振込みを希望する場合】

下欄に代理人の情報、世帯主の氏名を記入し、上記3に代理人名義の口座情報を記入してください。

代理人	(フリガナ)	世帯主との関係	生年月日	住 所
	氏 名			
			年 月 日	電 話 ()
(委任欄)上記の者を代理人と認め、 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「受給」を委任します。			世帯主氏名	(署名又は記名押印)※申請印と同じ印を押印ください 

(注) 代理人確認書類(代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)の写し及び振込先金融機関口座確認書類(通帳等の写し)を添付してください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(し)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、鹿屋市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ 鹿屋市が本申請書を受理した後、本申請書(請求書)の不備等により1か月以内に申請・請求者に連絡・確認ができない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- ⑥ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- ⑦ 定年退職による収入の減少、事業活動に季節性があるもの等、予期せず家計が急変し、収入が減少したわけではない場合は、申請することはできません。
- ⑧ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

必ず提出が必要です。

- 『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項を御記入ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)
※ 世帯員全員について、それぞれ作成してください。
- 『「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳、キャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- (令和5年1月1日以後、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合は、給付金を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名
(署名又は記名押印)

**世帯の方全員分について
それぞれ提出してください。**

簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

○「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒に、同申請書(請求書)の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全員分を提出してください。

(フリガナ)	扶養(配偶者)控除の適用を受けている親族				申立者の 控除等の適用
氏名	氏名	続柄	氏名	続柄	
					<input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫) <input type="checkbox"/> ひとり親

(記入上の注意)

- 注1 「扶養(配偶者)控除の適用を受けている親族」欄には、同居・別居にかかわらず、申立者が扶養している親族の氏名及び続柄を記入してください。(扶養控除等申告書や住民税申告書等で届け出ている者)
 2 「申立者の控除等の適用」欄は、申立者本人が該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。

① 申立者の令和5年1月以後の任意の1か月の収入・所得について記入してください。

※ 年間収入見込額により申し立てる場合は、年間所得見込額(【C】欄及び【D】欄)の記入は不要です。

収入減少月	年間収入見込額により申し立てる場合		年間所得見込額により申し立てる場合		
	令和5年__月	収入【A】	年間収入見込額【B】 (A×12)	給与・年金所得控除、 必要経費【C】	年間所得見込額 【D】(B-C)
給与		円	円	円	円
事業	営業	円	円	円	円
	農業	円	円	円	円
不動産		円	円	円	円
年金		円	円	円	円
合計		円	円	円	円

② 申立者が扶養する者の人数に応じて、該当する非課税相当収入(所得)限度額を記入してください。

扶養親族の人数	非課税相当収入限度額	扶養親族の人数	非課税相当所得限度額
(本人が障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親)	2,043,999 円	(本人が障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親)	1,350,000 円
扶養親族がいない	930,000 円	扶養親族がいない	380,000 円
1人	1,378,000 円	1人	828,000 円
2人	1,680,000 円	2人	1,108,000 円
3人	2,097,000 円	3人	1,388,000 円
4人	2,497,000 円	4人	1,668,000 円
5人以上	裏面を参照してください	5人以上	裏面を参照してください



非課税相当 収入限度額【E】	円	非課税相当 所得 限度額【F】	円
-------------------	---	--------------------	---

※限度額は、上の早見表から、申立者が扶養している者の状況に応じて金額を記入してください。
 ※最大となる限度額を記入してください。

③ 下記にチェック(☑)してください。

- 年間収入見込額(①-B)が非課税相当収入限度額(②-E)より低いこと、又は
 年間所得見込額(①-D)が非課税相当所得限度額(②-F)より低いことを確認しました。

※上記要件に該当しない場合、支給の対象とはなりません。